

議案第 140 号

指定管理者の指定について

上越文化会館条例（昭和 53 年上越市条例第 5 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
上越文化会館	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 5 番 40 号 株式会社 N K S コーポレーション 代表取締役社長 吉田 琢哉	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで